

令和7年第4回取手市議会定例会会議録（第5号）【速報版】

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年12月 8日午前10時00分				議長	山野井 隆
	散会	令和7年12月 8日午前10時46分				議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名  出席 21名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊂公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長塚 美雪	○	13	欠	員	
	2	本田 和成	○	14	落合 信太郎	○	
	3	岡口 すみえ	○	15	欠	員	
	4	古谷 貴子	○	16	金澤 克仁	○	
	5	杉山 尊宣	○	17	欠	員	
	6	佐野 太一	○	18	山野井 隆	○	
	7	海東 一弘	○	19	染谷 和博	○	
	8	根岸 裕美子	○	20	佐藤 隆治	○	
	9	久保田 真澄	○	21	入江 洋一	○	
	10	鈴木 三男	○	22	赤羽 直一	○	
	11	関川 翔	○	23	遠山 智恵子	○	
	12	小堤 修	○	24	加増 充子	○	
職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	事務局長	前野 拓		事務局次長	蛯原 康友		

### 説明のため議場に出席した者の職氏名

市	教	副	副	總	政	財	健	こ	ま	建	都	教	消	會	政	總	保	文	化	
育	市	市	務	策	政	康	福	ど	ち	づ	設	市	整	育	防	計	推	務	芸	育
育	市	市	部	進	部	祉	部	も	く	り	振	興	部	長	長	長	長	長	術	課
育	市	市	部	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	課	副
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	事	事	參
長	長	長	長	長	長	吉	吉	伊	黒	吉	彦	彦	中	石	塚	藤	澤	坂	川	川
長	長	長	長	長	長	吉	吉	伊	黒	吉	助	助	坂	田	藤	藤	坂	来	来	野
長	長	長	長	長	長	齋	齋	田	田	彦	渡	渡	野	田	竹	竹	飯	岡	岡	飯
長	長	長	長	長	長	英	英	田	中	彦	森	森	竹	田	藤	藤	飯	齊	齊	飯
長	長	長	長	長	長	美	典	直	和	直	和	和	一	昌	紀	昭	子	一生	一生	昌
長	長	長	長	長	長	哲	哲	和	真	和	真	真	一	修	英	英	孝	英	樹	樹
長	長	長	長	長	長	哲	哲	彦	彦	彦	哲	哲	一	修	英	英	紀	朗	樹	樹
長	長	長	長	長	長	美	典	美	典	美	哲	哲	一	修	英	英	哲	美	美	哲

令和 7 年第 4 回取手市議会定例会議事日程（第 5 号）

令和 7 年 12 月 8 日（月）午前 10 時開議

日程第 1	議案第 48 号	取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 49 号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 2	議案第 50 号	取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 51 号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第 52 号	取手市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 53 号	取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
	議案第 54 号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 55 号	取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について
	議案第 56 号	取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 57 号	取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 58 号	取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 59 号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
	議案第 60 号	市道路線の認定について
日程第 5	議案第 61 号	指定管理者の指定について
日程第 6	議案第 62 号	指定管理者の指定について
	議案第 63 号	指定管理者の指定について
	議案第 64 号	指定管理者の指定について
	議案第 65 号	指定管理者の指定について
	議案第 66 号	指定管理者の指定について
日程第 7	議案第 67 号	指定管理者の指定について
日程第 8	議案第 68 号	指定管理者の指定について
日程第 9	議案第 69 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 10	議案第 70 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 71 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 請願第 15 号 議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を  
求める請願

日程第 12 意見書案 第 6 号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見  
書について

日程第 13 意見書案 第 7 号 「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見  
書について

意見書案 第 8 号 非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意  
見書について

日程第 14 休会の件

## 会議に付した事件

日程第1	議案第48号	取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第49号	取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第50号	取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第51号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第52号	取手市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第53号	取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
	議案第54号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第4	議案第55号	取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について
	議案第56号	取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第57号	取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第58号	取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第59号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
	議案第60号	市道路線の認定について
日程第5	議案第61号	指定管理者の指定について
日程第6	議案第62号	指定管理者の指定について
	議案第63号	指定管理者の指定について
	議案第64号	指定管理者の指定について
	議案第65号	指定管理者の指定について
	議案第66号	指定管理者の指定について
日程第7	議案第67号	指定管理者の指定について
日程第8	議案第68号	指定管理者の指定について
日程第9	議案第69号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）
日程第10	議案第70号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第71号	令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	請願第15号	議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願
日程第12	意見書案 第 6 号	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書について

日程第 13 意見書案 「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見  
第 7 号 書について

意見書案 非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意  
第 8 号 見書について

日程第 14 休会の件



## 議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。本定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより、本日の議事日程に入ります。

日程第 1 議案第 48 号 取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 49 号 取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、議案第 48 号及び議案第 49 号についてを一括議題といたします。

質疑に先立ちまして議員各位に申し上げます。議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。+

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 2 議案第 50 号 取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 51 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 52 号 取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第 2、議案第 50 号から議案第 52 号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第53号 取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第54号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第3、議案第53号及び議案第54号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

本田和成君。

[2番 本田和成君登壇]

○2番（本田和成君） おはようございます。日本共産党、本田和成でございます。議案第54号について質疑をさせていただきたいと思います。これちょっと分からぬ部分が、国家戦略特区内で認められた地域限定保育士ということが一般制度化されたということなんですけども、この地域限定保育士について、ちょっとお伺いをいたします。この地域限定保育士と一般の保育士に資格試験に違いがあるのか、また、どういった違いがあるのか、この辺をお聞きいたします。

[2番 本田和成君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

[こども部長 助川直美君登壇]

○こども部長（助川直美君） 御質問にお答えいたします。この地域限定保育士、そして保育士ということに関する違いになりますけれども、地域限定保育士と言いますのは、特定の地域で実施される保育士試験に合格するものということで、登録から3年間は、その地域に限り保育士として働く資格となります。また3年経過後は、全国で通常の保育士として勤務できるというものになりますけれども、まず、違いとしましては、同じ職務を担うという部分では同じですけれども、例えば、地域限定保育士となりますと勤務地の制限があるということであったり、また、試験の機会として、通常の保育士試験とは別に実施されるということで、受験機会が増えるということもございます。また、実技試験に関しては、自治体によりましては、実技講習のみで代替できるという場合もあるというふうに確認をさせていただいております。詳細は課長のほうから御説明させていただきます。

[こども部長 助川直美君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 保育課、山田です。地域限定保育士に関してですけれども、今、部長のほうから答弁があったとおりです。いわゆる通常の保育士のほう——通常といいますか、保育士のほうと違って、地域限定保育士に関しては市町村——都道府県、すみません。都道府県のほうで地域限定保育士を認定いたしまして、その中で、茨城県であれば茨城県の中で保育士として活動できる——これがたしか3年——3年ほど茨城県の中で継続して保育士として活動されると、今度それが通常の保育士として今度は全国で活動できると、そういう制度になっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。実技試験が——講習というんですか、で行われることが可能だということなんですけども、これ、茨城県ではどういった形になるのかというのは、今、現時点で分かるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） お答えいたします。現在私どものほうで茨城県に確認しましたところ、茨城県は今回この制度——令和8年度ですけれども、令和8年度に関してこの制度を活用するという予定はないということなので、詳細についてはまだ茨城県のほうでは決めかねておるということを確認しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 茨城県では、地域限定保育士を活用しないという方針ということでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 回答いたします。我々のほうで確認したところ、令和8年度、来年度に関しては予定がないということで、それ以降はどうであるかは今後、内部で協議して進めていくということを確認しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。あと合否の判定というんですか、これ茨城県のほうで——県のほうでやるということなんですけども、例えば地域限定保育士の合否というか、認定するに当たって、この合否の判定というのは誰がどのように行うんですか。これ、一般の保育士と同じようにやられるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） そこら辺の——すみません。最終的にはそこの地域限定保育士として認定するというところがどこになるのか——茨城県が事業をしておりますので、そこら辺のところ、ちょっとまだ未確認の状態でございます。申し訳ございません。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ちょっと調べたら、民間のそういうところもやるというようなこともちょっと出てたんで、その合否の判定について——ということがあったので、ちょっとそこで確認をさせていただきました。

最後に、この基準、例えば実技試験は受講できるとかということで、実際の実技試験がないということで、基準がちょっと下げられたように感じるんですけども。当市において、例えば高い質の保育というのをしっかりと目指してやられてると思うんですけども、この辺が、もし仮に令和8年度はやらないということなんんですけども、こういったこと——この制度が入られたときに、この質の高い保育というのが、これがちゃんとしっかりと行われるのかどうか、ここがちょっと懸念してるところなんですけども、これについてはどうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） お答えいたします。確かに今回のこの地域限定保育士においては、場所によっては実技の試験のほうが免除されるといった、そういったことは確認しております。ただ、それは言いましても、地域限定保育士とは言っても最終的にはお子様をお預かりするという立場であることは、地域限定保育士じゃない——いわゆる通常の保育士と全く同じですので、そういう意味では、こちらも保育の質をしっかりと担保していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑ありませんか。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。ただいまの本田議員の質疑応答の中で、山田課長のほうからの答弁では県が行うということだったんですけども、じゃあなぜ取手市は拙速に条例をつくるのか、ちょっとその点伺います。

[23番 遠山智恵子君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） お答えいたします。確かに、この件に関しましては、児童福祉法の改正に伴って制度ができました。で、今回、地域限定保育士に関しては、茨城県がまだ実施を予定していないということなんですねけれども、国として制度がある以上は、我々のほうとしては早急に条例のほう改正いたしまして、茨城県のほうで、例えば仮に令和9年度、10年度ということで地域限定保育士のほうを進めていくということになったときには、こちらではしっかりと受皿ができるほうがいいと考えて、条例のほうを先に改正させていただいております——提案させていただいております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） じゃあ同じ県内の各自治体、市町村の状況というのはつかんでいらっしゃいますか。つかんでいれば、ちょっと説明願いたいんですが。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） お答えいたします。今回の条例の改正につきまして、他市町村のほうの状況については、確認のほうはちょっとまだできていませんけど。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私が知る限り、かすみがうら市は、何か条例提案されたということは聞いてはいるんですけども、何か県のほうで試験を行うとなれば県が主体となるのかなというふうな——説明からするとそういうふうに受けたんですけども、ちょっと。——何でも早くつくっておけばいいってものではないんじゃないかなあと。先ほど本田議員のほうからも言われたように、通常、本来の保育資格を取るための勉強というか、2年間あるいは3年、4年というような形で資格を取るわけで、それが何か講習会を受けてというようなことであれば、そういう形で。確かに保育士不足というのはよく分かるんですけども、ちょっとやっぱり、ましてや一番小さな乳幼児を扱う保育士なんで、その辺はしっかり受け止めなくちゃいけないなという危惧をちょっと感じてるものですから、質疑させていただきました。ほかの自治体とか、そういったところの状況を見ながら、また、県が決めたとなれば、県の——その辺はしっかり連携とかも行うんでしょうから、あと保育士現場・保育所現場・保育園現場の声も聞きながら、ぜひ受け止めていただきたい。慎重に取り扱っていただきたいということを、ちょっと述べさせていただきたいと思うんですが、その方向性どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 遠山さん、それ意見ですか、質疑じゃないですよね。意見は駄目ですよ。

○23番（遠山智恵子君） ちょっと方向性、ごめんね、質疑。だから最後、質疑にさせていただけますか。

○議長（山野井 隆君） 所管委員会なんですか。

○23番（遠山智恵子君） いや、状況等答えられれば。

○議長（山野井 隆君） 委員会でやってください、ほかは。

○23番（遠山智恵子君） いや、心配な制度だから。慎重にということで。

○議長（山野井 隆君） こども部長、助川直美さん。

○こども部長（助川直美君） お答えいたします。貴重な御意見ありがとうございます。私どももやはり国の動きであったり、また、茨城県の動き、また他県の動きということを確認しつつ茨城県も方向性を決めていくというふうに考えておりますので、その辺の動きをしっかり私どもも見据えながら、準備も進めてまいりたいと思っております。以上です。

○23番（遠山智恵子君） 議長、終わります。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第4 議案第55号 取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について

- 議案第56号 取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第57号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第58号 取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第59号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について  
議案第60号 市道路線の認定について

○議長（山野井 隆君） 日程第4、議案第55号から議案第60号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案につきましては、議案付託表のとおり——ただいま議題となっております議案につきましては、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

## 日程第5 議案第61号 指定管理者の指定について

○議長（山野井 隆君） 日程第5、議案第61号、指定管理者の指定についてを議題といたします。本件につきまして、鈴木三男君は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当し、議事に関わることができません。よって、議場外への退場を求めます。

[10番 鈴木三男君退場]

○議長（山野井 隆君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

染谷和博君。

[19番 染谷和博君登壇]

○19番（染谷和博君） 皆様、おはようございます。それでは、お伺いいたします。まずは非公募になった理由というのが、多少の説明はあったんですけども、その辺がよく分からなかつたんで、その辺を再度お願ひいたします。

[19番 染谷和博君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部次長、飯山貴与子さん。

[政策推進部次長 飯山貴与子君登壇]

○政策推進部次長（飯山貴与子君） お答えいたします。非公募となった理由といたしましては、平成6年度【「平成6年度」を「令和6年度」に発言訂正】に実施いたしましたサウンディング型市場調査の結果、取手市文化事業団の評価を得たことです。その内容といたしましては、現指定管理者は困難な環境下——例えばコロナ禍の経過後、また施設の

老朽化、そして興行的には1,000人規模のホールの運営というのはなかなか難しいといわれている中でも、安定した運営実績があり高評価でありました。また、市民文化団体との関係や地域に根差した運営ノウハウを継続する意義が大きい。現指定管理者のノウハウによりコスト面でも効果が見られる。また公募による指定管理料の上昇リスクも心配したんですが、市民団体への——上昇リスクや市民団体への影響が懸念されるということから、以上、地域との連携、管理委託費用、指定管理料の面から、公募に圧倒的優位性があるとは判断できなかったということが理由でございます。——失礼いたしました。**令和6年度**に実施したと訂正させてください。間違えました。

[政策推進部次長 飯山貴与子君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 訂正を許可します。

染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 先ほど言わされました、今年の1月に行われたサウンディング型市場調査ということで、ヒアリングの参加業者が8者ということで。今、公募には適さないというようなことなんんですけど、これずっと読んでいくと、公募なんじゃないかなという感じがするんですね。できないということはどこにも書いてないんですけども、どこをどう見てそういうふうに判断したのかなというのがちょっと不思議なんですけど、その辺をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

[政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇]

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） では、今の答弁の補足といいますか、今回の経緯でございますが、文化事業団というのが、これまでずっと非公募で市民会館・福祉会館を運営していただいておりまして、その間、公募というか、事業団以外の事業者がこれをやることはできないのかなという検討を内部でしていたという経緯がございます。今回の更新に当たりまして、改めてサウンディング型調査というものをやりました。その複数の業者からいろいろお話を聴いたんですけども、そんなお話の中で、必ずしもその経費が安くなるわけではないとか、それから、これまでの地域の文化団体・利用団体の方々との関係性、そういったものを改めてほかからの意見を聴いて、文化事業団が運営することのよさを改めて我々が認識をしたという経緯でございます。

[政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） この中にあるんですけども、公開情報が不十分で積算できない、文化事業団の会計報告ではなく会館の運営部分の経費が必要との意見がありましたけど、この辺については、どのように思ってるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） そのような御意見がありまして、資料が整っていなかったというのも事実でございます。ただ、おいおい要望がありまして、答えられる部分について答えまして、今度の指定管理選定委員会では、そのような資料もそろえていただ

いた上で審査していただいたということがございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ということは、この公開情報が不十分だったということなので、言わされた情報は公開していただいて——公開して、それで検討していただいたというふうに認識してよろしいですか。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） 公開できる部分——資料を整えられた部分については整えましたけれども、例えば減免で利用している団体が幾つあって、幾らの予算がかかっているか、までは整えられませんでしたので、その点については今後準備していくということで調整を図りました。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） やはり、サウンディング型調査するんであれば、いろんな情報をきちんと提供しないと、結果ありきの調査になってるんじゃないかと、これを見て思うんですね、非常に。これ多分、みんな読んだら公開になると思うんですよ、全部読んでいいって、何でこれで非公開——非公募なのかなというのが不思議な気がしますけども、せっかく調査するんですから、きちんとした情報を全て出してやっていかなきゃいけないというふうに思いますし、文化事業団もプロパーの方が3人しかいらっしゃいませんけども、それで——すごく僕はよくやってると思います。そのことに関して全く不満も何もないんですが、これから、先ほどから言われている事業継承とかありますけども、多分、皆さんもそんな違う年じゃない——同じぐらいの年の方かなと思うんですよね。今後、その辺はどうのにお考えなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） 染谷議員おっしゃったとおり、よくやってるとは思いますが、やはり少人数で安定した運営を行っているところでありますけれども、職員の年齢構成が高いことを鑑みまして、世代交代を見据えた人事計画の策定、時代の変化に対応した体制の更新、さらなる研さんを積みまして充実を図った運営に期待するということで、今後は外部の意見であるとか、外部からの人材の——期間等も限定した上かもしれませんけれども、そういう登用も含めまして検討していくということで協議しております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 分かりました。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

鈴木三男君の除斥は解除されましたので、入場を求めます。

[10番 鈴木三男君入場]

日程第6 議案第62号 指定管理者の指定について  
議案第63号 指定管理者の指定について  
議案第64号 指定管理者の指定について  
議案第65号 指定管理者の指定について  
議案第66号 指定管理者の指定について

○議長（山野井 隆君） 日程第6、議案第62号から議案第66号までを一括議題といたします。本件につきましては、小堤 修君は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当し、議事に関わることができません。よって、議場外への退場を求めます。

[12番 小堤 修君退場]

○議長（山野井 隆君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

小堤 修君の除斥は解除されたので、入場を求めます。

[12番 小堤 修君入場]

日程第7 議案第67号 指定管理者の指定について

○議長（山野井 隆君） 日程第7、議案第67号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、久保田真澄さんは、地方自治法第117条の規定により除斥に該当し、議事に関わることができません。よって、議場外への退場を求めます。

[9番 久保田真澄君退場]

○議長（山野井 隆君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

久保田真澄さんの除斥は解除されたので、入場を求めます。

[9番 久保田真澄君入場]

日程第8 議案第68号 指定管理者の指定について

○議長（山野井 隆君） 日程第8、議案第68号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

染谷和博君。

[19番 染谷和博君登壇]

○19番（染谷和博君） 指定管理の件なんですけども、今回の指定管理者、1期で終わったのかなという感じでしたよね。——今回の3期やったのか。3期と長くにわたってやっていただいたんですが、新しい指定管理者なんですが、多分、今年の4月からウェルネスプラザをやられているところだと思うんです。ウェルネスプラザの状況というのはまだ、半年ぐらいしかやってないのでよく分からないと思うんですが、取手市として、指定管理の中で大きなもの2つが同じ業者というのはあまり今までなかったと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

[19番 染谷和博君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

[教育部長 飯竹永昌君登壇]

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、染谷議員の御質疑に答弁させていただきます。議員から御紹介いただきましたとおり、現指定管理者につきましては、3期15年、指定管理を続けていただいているところです。今回、指定期間の満了に伴いまして、新たに公募を行いました。公募の結果、今御紹介いただきましたとおり、今現在ウェルネスプラザの指定管理者をされております、日本スポーツ振興協会グループというところが決まりました。確かにおっしゃるとおり、大きい施設の中で同じ事業者さんが2つの施設を指定管理するというところは、今までなかったかと思います。ただ、今回につきましては、やはり公募を行いまして選定委員会の結果、新たにこの日本スポーツ振興協会グループというところが決定されたわけですけども、提案の中では、ウェルネスプラザで行っております健康教室等との連携というところも御提案されているところでもございますので、今後、こういったところの連携も図られるというところで、こちらとしても期待しているところでもございます。

[教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そういうことで選ばれたってことなんんですけども、その選定に関して云々は全くないんですが、その選定するときに、ウェルネスプラザの何か月間かやっている間の実績みたいのは評価の対象にはなったんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。提案の中で、特にウェルネスプラザで行っている事業等について、そういったところが評価につながったということではございません。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そうしますと、純粹に新しい業者さんに決まったということに

なるんでしょうけども、なかなかちょっと見たときに、「ん、2か所か」というのが純粋に思ったので、今回質疑させていただいてるんですけども。その選定の内容等に関しては全く問題はないと思うんですけども、ちょっとそういうところが考えられちゃうのかなということがありますので、ぜひとも今後この議決をいただきましたら、いい運営をしていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案につきましては、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

#### 日程第9 議案第69号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）

○議長（山野井 隆君） 日程第9、議案第69号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議員各位と執行部の皆様に申し上げます。一般会計補正予算に関する本会議における質疑は事前通告することとなっております。本案に対しては質疑の通告がありませんでしたので、議案第69号に対する質疑はこれで打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第69号については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に分割付託いたします。

#### 日程第10 議案第70号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

#### 議案第71号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（山野井 隆君） 日程第10、議案第70号及び議案第71号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託いたします。

#### 日程第11 請願第15号 議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願

○議長（山野井 隆君） 日程第11、請願第15号、議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願を議題といたします。

請願紹介議員の紹介に関する発言を許します。

加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

○24番（加増充子君） 加増充子です。請願第15号、議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願について、紹介議員として、この請願の内容を読ませていただきます。

地方自治法の改正により——これは2017年でした。監査委員の議会選出は選択制になりました。

監査委員制度は行政運営の透明性確保・財政監査・政策評価の面で市民の信頼を支える重要な機能です。

取手市において、議会選出監査委員を継続してきたことは一定の歴史的経緯があります。

しかし昨今の行政運営の高度化、財政構造の複雑化などを踏まえると、より専門性の高い監査体制を構築することが求められます。

議選の監査委員には

- ・監査対象である市長部局との牽制関係が十分に確保しにくい構造的問題
- ・議会としての本来機能（政策審議・チェック）との役割混在
- ・専門性の観点から先進自治体では全国的に縮小傾向にある

といった課題が指摘されています。

本請願は「監査の独立性と専門性の向上」を目的とし、議会選出監査委員の廃止を求めるものです。

・請願事項

- 1 取手市議会において、議会選出監査委員の制度を廃止する検討を早急に開始すること。
- 2 監査の質向上のため、外部監査制度・公認会計士等の活用なども含めた総合的な監査体制の強化策を議会として議論すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願者は、結城 繁さんとなっております。私たち、これまで監査委員については、本来ならば外部からの監査委員を選出することが最善だと、これまでも監査委員選出や選任に当たって意見を述べてまいりました。その立場から紹介議員となりました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、請願の紹介に関する発言が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第15号については、請願文書表のとおり、議会運営委員会に付託いたします。

日程第12 意見書案 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見  
第 6 号 書について

○議長（山野井 隆君） 日程第12、意見書案第6号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。意見書案第6号、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書を提案させていただきます。まず、朗読します。

介護保険制度開始から25年が経過している。利用料や施設の居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えている。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬の下で深刻な経営難に直面し、2024年の倒産・休廃業件数は全国で784件と過去最多となっている。特に訪問介護は基本報酬引き下げの影響で事業所がゼロになった自治体が増加している。介護現場の人手不足も深刻で、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示しているが、有効な対策は講じられていない。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円へ広がっている。

こうした中「利用料2割負担の対象拡大」や「ケアプランの有料化」、「要介護1、2の生活援助の保険給付外し」など、さらなる負担増・サービス縮小が検討されようとしている。全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引き上げが不可欠である。介護保険制度の改善、憲法第25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、下記の事項を要望する。

記

- 1 介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
- 4 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充へ介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣

ぜひ、皆さんの御賛同を得られますよう、採決は最終日となりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。決まってからでは遅いので、あえて1項目め、よろしくお願ひしたいと思います。そして、あくまでも国庫支援金、国庫負担の割合を大幅に引き上げる、そこを願意としておりますので、その点を重々理解していただきたいと思います。一般紙——と言ったら変ですけれども、各新聞報道でも、この政府から提出されたものを、厚生労働省が12月1日の社会保障審議会——諮問機関でもありますけれども、介護保険部会で、介護サービス利用料の2割負担の対象など拡大する所得基準案を提示したということで、それを受けた審議会としては、慎重であったり、反対意見が続出したという。現場の声をしっかりと受け止めている審議会で議論されているということも、皆さん、ぜひ御承知いただきたい——御理解いただきたいと思って、私からの説明、報告とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号について、委員会の付託を省略することに決定しました。なお、討論・採決は15日に行います。

日程第13 意見書案 「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見  
第 7 号 書について  
意見書案 非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意  
第 8 号 見書について

○議長（山野井 隆君） 日程第13、意見書案第7号及び意見書案第8号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

本田和成君。

[2番 本田和成君登壇]

○2番（本田和成君） 改めまして、日本共産党の本田和成でございます。まず、意見書案第7号について、「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見書についてです。今、国会で、もう、この政治と金の問題に関することが——審議が始まっています。私たち日本共産党は、企業団体献金については全面禁止ということを主張しております。

今回、様々な政党からこの企業団体献金の規制の強化ということも出されておりまして、各政党が政治と金のこの問題について、意見表明、これを行っております。国民や市民の政治への信頼回復のために、しっかり意見書を提出していきたいなと思っております。求める事項ですけども、1つ目、企業・団体献金の規制強化に向けての実効性のある法案【「法案」を「法律」に発言訂正】の制定をすること。2つ目は、政治と金の問題の真相解明のため関与した政治家は説明責任を果たすこと。3つ目は、「公金還流」疑惑の真相解明・再発防止を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上、説明となります。御審議それから賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（山野井 隆君） 本田議員、すみません。1番の企業団体献金の規制強化に向けての実効性のある法律——法案と読まれておりましたので、訂正してください。

○2番（本田和成君） 訂正します。「法案」ではなく「法律」の制定になります。

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。

○2番（本田和成君） 失礼しました。続きまして、意見書案第8号についてです。非核三原則の堅持、核兵器禁止条約への批准を求める意見書です。今、報道で、非核三原則の「持ち込ませず」というところを、ここを「持ち込ませる」という、認めるというような報道が一部でされております。この非核三原則は、国会の全会一致で決議された国是であります。実際、歴代政権においても繰り返しそれを表明てきて、国際条約、国の在り方に係るこの大原則となっております。私たちの取手市でも非核兵器平和都市宣言、これを行っております。そういったことから、私たちの取手市議会から——市議会としても、しっかりとこの非核三原則の堅持、それから核兵器の禁止条約の批准を求める、こういったことを表明、しっかり意見書として上げたいなと思っております。求める事項は、核持込みを認める非核三原則の見直しを行わず堅持すること。それから2つ目は、核兵器禁止条約に署名・批准すること。以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出するものでございます。こちらも賛同と御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号及び意見書案第8号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第7号及び意見書案第8号について、委員会の付託を省略することに決定しました。なお、討論・採決は15日に行います。

#### 日程第14 休会の件

○議長（山野井 隆君） 日程第14、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。各委員会の付託議案審査のため、12月9日から14日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、12月9日から14日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時46分散会

